

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書													
6 年 6 月 25 日													
福島市長 木幡 浩 殿													
提出者													
住 所 福島市上町6番11号													
一般財団法人 大原記念財団													
氏 名 大原綜合病院													
院長 佐藤 勝彦													
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)													
電話番号 024-526-0362													
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。													
事業場の名称	一般財団法人 大原記念財団 大原綜合病院												
事業場の所在地	福島市上町6番1号												
計画期間	令和5 4月 1日から 令和 6年 3月31日												
当該事業場において現に行っている事業に関する事項													
① 事業の種類	医療業												
② 事業の規模	病床数 353床												
③ 従業員数	812名												
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td rowspan="3">医療廃棄物</td><td>感染性産業廃棄物</td><td>血液等及び、血液等付着又は感染の恐れがあるもの</td><td>専用容器 ボール</td><td rowspan="3">病院内指定保管場所</td><td rowspan="3">処理受託業者</td></tr><tr><td></td><td>注射針、メス等の鋭利なもの</td><td>専用容器 ツブクラ</td></tr><tr><td>非感染性産業廃棄物</td><td>血液等付着又は感染の恐れがないもの</td><td>専用袋 ツブクラ</td></tr></table>	医療廃棄物	感染性産業廃棄物	血液等及び、血液等付着又は感染の恐れがあるもの	専用容器 ボール	病院内指定保管場所	処理受託業者		注射針、メス等の鋭利なもの	専用容器 ツブクラ	非感染性産業廃棄物	血液等付着又は感染の恐れがないもの	専用袋 ツブクラ
医療廃棄物	感染性産業廃棄物		血液等及び、血液等付着又は感染の恐れがあるもの	専用容器 ボール	病院内指定保管場所			処理受託業者					
			注射針、メス等の鋭利なもの	専用容器 ツブクラ									
	非感染性産業廃棄物	血液等付着又は感染の恐れがないもの	専用袋 ツブクラ										

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 管理体制図) 病院長 — 感染性廃棄物委員会 — ・検査課 (管理責任者) ・施設課 (廃棄物管理者) ・事務部 ・看護部 ・診療部 ・栄養課 ・病棟 ・廃棄物収集係			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和 4 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排 出 量	151.88 t	t
	(これまでに実施した取組)		
・感染管理担当看護師が現場ラウンドをおこない適正分別の徹底を行った。 ・各病棟別に廃棄物量を集計し現状を把握し適正分別を再度確認した。 ・コロナ感染疑いについても感染性廃棄物として廃棄をおこなった。			
②計画			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排 出 量	150.00 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
継続してラウンドを定期的の実施する。分別とコストの見える化の等を検討。			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
感染性産業廃棄物と普通産業廃棄物との分別 ダストボックスの区別により発生段階での分別実施			
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
現状に同じ。			

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	感染の恐れがあるため行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	感染の恐れがあるため計画はない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
行っていない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
現段階で計画はない。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	現段階で計画はない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	151.88 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	155.00 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	現在の委託方法より変更する予定はない。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	163.13 t	
	(今後実施する予定の取組)		
	令和2年度より運用開始。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。